

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

島田市立総合医療センター

薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実及び処方医や保険薬局での負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」の運用を開始しました。

本プロトコールを適性に運用するにあたり、ホームページに掲載されているプロトコールの趣旨や各項目の詳細について、御確認頂いた上で、合意書を交わすことを条件としております。

処方変更に関わる原則

- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記銘・押印がある場合は、処方薬を後発品に変更出来ない。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤型変更不可」等の記載がある場合は、その指示に従う
- ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更をすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る
- ・ 患者（キーパーソン）に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行ない、同意を得た上で変更する。
- ・ 麻薬、抗癌剤は除く

■ 処方変更・調剤後の連絡方法

- ・ プロトコールに沿った変更を行なった場合、変更報告書を当院へ FAX にて連絡する
- ・ 送信資料：該当する院外処方箋、院外処方箋の変更報告書

■ 院外処方箋の変更報告書と院外処方箋受領後の対応

- ・ 外来へ報告 or 薬剤部にてカルテ記載・記録

■ 管理

- ・ 薬剤部にて記録後、保管

■ その他

- ・ プロトコール内容について、御不明な点がありましたら、問い合わせ窓口にてメールをお願い致します。
- ・ 後発医薬品の変更、一般名処方により調剤した薬剤名についてはお薬手帳に記載し、FAX による報告は不要とする。

【処方医への同意確認を不要とする項目について】

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

但し、医療用麻薬、抗癌剤については対象外とする。

1) 同一成分名の銘柄変更

流通障害による薬剤調達困難による場合、後発品から先発品、局方品の銘柄変更を可能とする。

例) ・アレンドロン酸錠 35mg 「日医工」 ⇔ フォサマック錠 35mg

・局方品の銘柄変更

※ 「変更不可」の指示がある場合は変更不可

※ 効能・効果が一致する場合のみ可

※ 単剤⇔配合剤は不可

※ 但し、薬剤料の違いについて患者に十分説明し、了承を得ること

2) 外用剤の規格変更

外用剤に関して、総量が同じになる場合に限り、規格の変更を可能とする。

例) ・マイザー軟膏 0.05% 5g 2本 ⇔ マイザー軟膏 0.05% 10g 1本

・湿布薬など1包の枚数が異なるものへの変更（総量は同じ）

※ 外用剤の剤型変更（軟膏⇔クリーム）は不可

※ 変更理由、薬剤料等を患者に説明し、了承を得ること

3) 一包化調剤

患者の希望あるいはアドヒアランス不良が一包化等行うことで改善されると判断できる場合、安定性のデータに留意し、一包化を可能とする。

また、患者希望により、一包化指示を外すことも可能とする。

※ 単なる患者都合、施設都合等による一包化は一包化加算の対象とはならないため、適切な加算条件を満たす場合に行なうこと

※ 患者に服用方法、患者負担額について説明し、了承を得ること

4) 半錠・粉碎、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）

服用困難などの理由で、錠剤を粉碎、半錠にすることを可能とする。その逆も可。

※ 粉碎・混合加算を算定する場合は患者に説明し、了承を得ること

5) **経腸栄養剤の患者希望によるフレーバー変更**

薬剤に付属するフレーバー提供については、原則患者の希望するものに変更可能とする。

6) **患者希望によりインスリン製剤の針種類の変更**

インスリン製剤に使用する針について、ペンニードル 32G⇔マイクロファインプラス 31G へ患者より変更希望があった場合、変更可とする。

針の数の増減については疑義照会簡素化の対象外。必ず本センターに疑義照会すること。

7) **経過措置などによる一般名への変更等による名称変更**

薬剤の名称が変更された場合、各薬局の在庫状況により旧薬剤名⇔新薬剤名の変更を可能とする。

8) **FAX 受付・問い合わせ**

島田市立総合医療センター・薬剤部

電話番号：0547. 35. 2111（代表）

FAX 番号：0547. 35. 7570

メールアドレス：yaku@municipal-hospital.shimada.shizuoka.jp

対応時間：平日の 8：30～17：00

※上記の時間以外につきましては、緊急の場合のみ電話で対応致します。

※土曜日・休日の対応は原則致しません。翌開院日に対応致します。

2021 年 10 月 1 日 実施